平成２５年（フ）第１５５号
長野市大字安茂里8103番地　犀北団地Ｃ３―210
債務者　松本　恒文
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
長野県松本市大字里山辺3877番地１　ビーイング
債務者　秋田　　修
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５１１号
兵庫県芦屋市清水町２番６―103号、前住所神戸市東灘区魚崎南町４丁目16番13号　イーストゲート神戸５Ａ号
債務者　髙雄とし江（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
兵庫県佐用郡佐用町庵565番地
債務者　有本　恵巳
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県佐用郡佐用町下徳久1118番地
債務者　寺本　君子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４６号
兵庫県たつの市揖保川町黍田114番地５　アーバンコート竜野Ａ202
債務者　中野　マキ
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７５号
鳥取県米子市三本松１丁目２番30号
債務者　澤田誠一郎
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第７６号
鳥取県米子市三本松１丁目２番30号
債務者　澤田佐知子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５０号
愛媛県今治市石井町３丁目１番31号　バロンコートＢ201号、前住所愛媛県今治市波方町小部甲415番地２
債務者　矢原　翔太
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５１号
愛媛県今治市常盤町６丁目３番９号、前住所愛媛県今治市高地町１丁目甲2005番地２、前々住所愛媛県今治市大正町２丁目４番地１、前々々住所愛媛県今治市桜井団地５丁目２番地１
債務者　七津角勝明
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１２１号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和39―２　ランプ亭201、住民票上の住所佐賀県伊万里市松浦町桃川1436番地
債務者　野﨑　富男
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第９７号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方7954番地12　グリーンハイツ菅渡８号室、前住所鹿児島県志布志市志布志町田之浦1207番地
債務者　谷口　健児
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
栃木県真岡市田町６番地19　醍醐ハイツ205号
債務者　関谷　政雄
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１６０号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２公団住宅49棟101号
債務者　竹内　賢子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
神戸市西区秋葉台２丁目１番地の73、前住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目２番地　Ｇ棟1204号
債務者　大谷　義和
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
兵庫県神戸市西区王塚台５丁目121番地の３
債務者　仲東　雄二
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係